

## 意見募集で提出された意見（全文）

1	放送事業者	1件	
	・日本放送協会	.....	1
2	貸しテレビ事業者	10件	
	・オザキ電化サービス株式会社	.....	27
	・株式会社三洋ビジネスプランニング	.....	28
	・総合メディカル株式会社	.....	29
	・ナニワ商事株式会社	.....	30
	・株式会社パナマックス	.....	32
	・日立キャピタルサービス株式会社	.....	33
	・株式会社メディウムジャパン	.....	34
	・株式会社吉見屋	.....	36
	・株式会社リース東京	.....	38
	・株式会社理舎	.....	40
3	個人	8件	41

意見書

平成19年10月19日

総務省情報通信政策局  
放送政策課 御中

郵便番号 150-8001  
(ふりがな) とうきょうとしぶやくじんなん  
住 所 東京都渋谷区神南2-2-1  
(ふりがな) にっぽんほうそうきょうかい  
氏 名 日本放送協会  
はしもと げんいち  
会長 橋本 元一

電話番号

電子メールアドレス

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会取りまとめ（案）」  
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること、別紙にはページ番号を記載すること。

## 「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会取りまとめ（案）」に関するNHK意見

受信料は、公共放送機関である日本放送協会（以下、「NHK」といいます。）の放送が、自主的・自律的に行われることを保障する財源として、広く視聴者の皆さまに負担していただいているものです。このためNHKは、負担の公平の徹底に向け視聴者の皆さまのご理解を得られるよう最大限努めるとともに、受信料体系については、時代状況の変化にも対応しつつ視聴者の皆さまのご意見に耳を傾けながら、全体のバランスの上において、必要があればこれを見直すなど、自主的・自律的に受信料関係業務の執行に当たってきました。

したがって「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」（以下、「研究会」といいます。）により取りまとめ（案）の中で示された、「NHKにおいて、国民の視点に立った公平・公正かつ透明性のある受信料体系についての検討が行われ」るべきとの基本的な考え方は、NHKとしても当然のことと受け止めています。

こうした観点から、研究会の構成員の方々におかれども、今回の受信料体系の検討と取りまとめ作業に、もとより「見直し先にありき」ではなく、予断なく現状の施策を精査・検証され、中立的な立場に立って冷静に評価されるべく、臨まれたことと思えます。

しかしながら、公表された取りまとめ（案）の内容は、実際に構成員の方々から研究会の会合で交わされた議論との間に、ときに飛躍があり、また、結論の妥当性の確認が不十分であったり、現状認識が必ずしも正確でない箇所があるのではないかと、この印象がぬぐえません。

取りまとめ（案）に盛り込まれた提言内容は、NHKの業務執行の具体的方法そのものに関するものです。NHKは、公共放送の実施に責任ある機関として、実情に合わない不合理な施策であれば採り得ないことをご理解いただきたいと思います。以下に、より良き最終取りまとめとなるようにとの観点から、NHKの考え方および修正すべき具体的な項目を掲げますので、これらを十分に考慮され、その内容を最終取りまとめに反映していただきませうと望みます。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
「はじめに」 1	13	3 (中略) 受信料不払いの状況が依然として厳しい状態にあることを真しに受け止め、(以下略)	○平成18年度の支払率が改善していることをふまえ、次のとおり修正されることを要望します。  3 (中略) 受信料不払いの状況は改善傾向が見られるものの、依然として厳しい状態にあることを真しに受け止め、(以下略)
「はじめに」 2	1～5	5 本研究会における検討に当たっては、透明性確保の観点から、(中略)基本スタンスとした。	○本研究会で実際に行われた議論の内容については、総務省のホームページに「議事要旨」として公表されていますが、意見募集の締め切り5日前に至ってもなお、公表されているのは、6月22日の第2回会合までにとどまっております、第3回から第6回までの具体的な議論の内容が意見募集に伝えようと思う全国の視聴者の皆さまに十分に伝わらないままとなっていることは、透明性確保の観点から、残念なことと考えます。
	10 ～ 16	7 放送法の規定により、(中略)に当たっては、この報告書に示された考え方を十分考慮することを強く期待したい。	○放送法が予定しているNHKと政府との基本関係をふまえ、取りまとめ(案)に下線部分を挿入し、次のとおり修正されることを要望します。  7 放送法の規定により、(中略)に当たっては、 <u>言論報道機関</u> としてのNHKに対する政府の関与を <u>最小限にとどめている</u> 放送法の趣旨をふまえつつ、この報告書に示された考え方を十分に考慮することを強く期待したい。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
3	9	<p>2 受信契約等の現状 (中略)</p> <p>受信契約の未契約者、受信料の不払者が増加しており、支払率については昨年度末からやや改善しているもの、(以下略)</p>	<p>○平成18年度の支払率が改善していることをふまえ、次のとおり修正されることを要望します。</p> <p>受信契約の未契約者、受信料の不払者が増加し、その後、支払率については昨年度末からやや改善しているもの、(以下略)</p>
10	1～10	<p>4 契約率等の算定の母数となる世帯数等の基礎的データ</p> <p>NHKは、受信料の公平負担の現状を把握するため、受信契約の契約率、受信料の支払率などの受信契約の状況の把握に努めている。(以下略)</p>	<p>○NHKとしては、受信契約の契約率や支払率は、現状を把握するためだけでなく、毎年度の予算・事業計画や中長期計画を策定する際に定める受信契約件数等の増加目標の算定等、将来の予測のためにも重要な指標であると認識しています。</p> <p>○このため、取りまとめ(案)を次のとおり修正されることを要望します。</p> <p>NHKは、受信料の公平負担の現状を把握するとともに、翌年度さらには中長期的な受信料収入の予測に資するため、受信契約の契約率、受信料の支払率などの受信契約の状況の把握に努めている。(以下略)</p>
11～20	11～20	<p>(1) 契約率等の算定の母数となる世帯数等の推計方法の再検討の意義 (中略)</p> <p>今回の再検討は、契約率、支払率の算定の母数となる世帯数等、すなわち「契約対象件数」の推計方法を見直すことにより、信頼性のより高い契約率、支払率の把握を可能とし、公平負担の議論の土台を踏み固めることを目的に行うものである。</p>	<p>○「再検討」とありますが、なぜ「再」なのか、その趣旨が明らかではありません。</p> <p>○また、「見直し」とありますが、まず「見直しありき」ではなく、現在行われているものを「精査」したうえで、仮に見直す必要があれば見直すべきものではないでしょうか。その結果、見直しの必要に至らないものについては見直す必要はなく、見直しそのものが目的となることは適当ではないと考えます。</p> <p>「精査」と「見直し」は異なるものであり、取りまとめ(案)の</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
10			<p>「はじめに」に書かれているように、研究会ではデータの「精査」について検討されたと理解しています。</p> <p>○「より高い」という表現は、現状の信頼性が低いかのような予断を与えると考えます。</p> <p>○以上のことから、「再検討」の「再」を削除するとともに、「見直す」という言葉を「精査する」に、「信頼性のより高い」を「信頼性の高い」に修正されることを要望します。</p> <p>(1) 契約率等の算定の母数となる世帯数等の推計方法の検討の意義</p> <p>今回の検討は、契約率、支払率の算定の母数となる世帯数等、すなわち「<u>契約対象件数</u>」の推計方法を精査することにより、<u>信頼性の高い契約率</u>、支払率の把握を可能とし、公平負担の議論の土台を踏み固めることを目的に行うものである。</p> <p>○これ以外にも、取りまとめ（案）では、「見直し」の言葉が使われている箇所がありますが、上記で述べた理由により、「見直し」という言葉を「精査」に修正されることを要望します。</p> <p>○既に述べた理由により、次のとおり修正されることを要望します。</p> <p>(3) 契約率等の算定の母数となる世帯数等の推定方法の精査 ①推計方法の基本的考え方</p>
16	4～5	<p>(3) 契約率等の算定の母数となる世帯数等の推定方法の<u>見直し</u> ①推計方法の<u>見直し</u>の基本的考え方</p>	

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
1・6	6～8	<p>現在のNHKによる契約数等の算定の母数となる世帯数等の推計は、<u>国勢調査や事業所・企業統計調査といった公的統計を基に</u>しつつも、NHKの独自調査等を利用することにより実施されている。</p>	<p>○この部分は、取りまとめ(案)10ページの『このため、NHKは、<u>国勢調査、事業所・企業統計調査などの公的統計を基に</u>しつつ、これらの統計で捕捉することのできない部分については独自の調査も活用することにより、『<u>契約対象件数</u>』を推計している。』の要約となる部分であると考えますので、それに沿った中立的な文章とすることが必要と思われまます。</p> <p>○このため、取りまとめ(案)を次のとおり修正されることを要望します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>現在のNHKによる<u>契約数等の算定の母数</u>となる世帯数等の推計は、<u>国勢調査や事業所・企業統計調査</u>といった<u>公的統計を基に</u>しつつ、<u>必要に応じ、NHKの独自調査等</u>を利用することにより実施されている。</p> </div>
9～15		<p>他方、推計の結果を利用して算出される<u>契約率や支払率は、国民間の負担の公平性を示す重要な指標であり、国民視聴者にとって信頼性のより高いものである必要がある。</u></p> <p><u>受信料の支払の対象となる世帯数・事業所数(又は事業所内の部屋数)を直接把握することのできる公的統計がない以上、これを推計によって求めることはやむを得ないが、国民の目から見て信頼性のより高いものとするため、例えば、以下のような視点から考えることができるものと考えられる。</u></p>	<p>○「より高いもの」という表現は、<u>現状の信頼性が低い</u>かのような予測を与えたとともに、「<u>やむを得ない</u>」という表現は、本来的に望ましくないかのような予測を与えるため、推計により対象数を示すことの積極的な意義を示す観点から、次のとおり修正されることを要望します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>他方、推計の結果を利用して算出される<u>契約率や支払率は、国民間の負担の公平性を示す重要な指標であり、国民視聴者にとって信頼性の高いものである必要がある。</u></p> <p><u>受信料の支払の対象となる世帯数・事業所数(又は事業所内の部屋数)を直接把握することのできる公的統計がないことから、これを推計によって求めることが当然必要となるが、国民</u></p> </div>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
16 ～ 17	16～	<p>ア 公的統計の活用  <u>独自調査等はあくまでも補完的な利用に止め、より信頼性の高い公的統計が活用できる推計プロセスには、公的統計が用いられているか。</u>  イ 契約率、支払率の把握目的との親和性  <u>活用可能な公的統計が複数ある場合には、(以下略)。</u>  ウ 合理的な調査の活用  <u>公的統計を活用できない推計プロセスについても、(以下略)</u>  エ 独自調査の限定的な利用  <u>公的統計によらない調査を用いて行う推計プロセスをできるだけ少なくしているか。</u></p>	<p>の目から見て<u>信頼性の高いものとするため、例えば、以下のよ</u>  <u>うな視点から考えることができるものと考えられる。</u></p> <p>○推計方法の設計にあたっては、公的統計、独自調査を問わず、利  用し得る手段の中から、目的に照らし、最も信頼性が高く、かつ  経費効果の高いものを選択すべきであると考えます。公的統計を  優先し、独自調査を限定的に利用するといった考え方が常に妥当  するとはいえないと考えます。</p> <p>○また、公的統計については、経費効果の観点のほかにも、国勢調  査のように、統計法に基づく指定統計として、国民の調査協力義  務などが定められており、任意の協力に基づく調査では得られな  い高い精度が得られる公的調査があり、そのような信頼性の高い  公的調査を利用できるかどうかは常に検討すべきです。</p> <p>○このため、取りまとめ(案)を次のとおり修正されることを要望  します。</p> <p>ア <u>信頼性の高い公的統計の活用</u>  <u>信頼性の高い公的統計が活用できる推計プロセスには、公</u>  <u>的統計が用いられているか。</u>  イ 契約率、支払率の把握目的との親和性  <u>活用可能な信頼性の高い公的統計が複数ある場合には、(以</u>  <u>下略)</u>  ウ 合理的な調査の活用  <u>信頼性の高い公的統計を活用できない推計プロセスについ</u>  <u>ても、(以下略)</u></p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
16 ～ 17			<p>工 独自調査等の適切な利用 信頼性の高い公的統計によらない独自調査等を用いて行う 推計プロセスが適切に行われているかどうか。</p>
17	14～	<p>②世帯における「契約対象件数」の推計方法の見直し ア 推計の基礎となる統計の見直しの必要性 (中略)</p>	<p>○推計プロセスの数を少なくすること自体に意味があるのではなく、むしろ使用する統計の間で重複や欠落がないことが重要な視点であるため、次のとおり「オ」を追加されることを要望します。</p> <p>オ 統計相互間の整合的な利用 複数の統計を使用する場合、統計相互間での欠落や重複がないか。</p> <p>○既に述べた理由により、次のとおり修正されることを要望します。</p> <p>②世帯における契約対象件数の推計方法の精査 ア 推計の基礎となる統計の精査の必要性</p>
17 ～ 18		<p>また、平成12年国勢調査に基づき平成15年10月に推計が行われた「日本の世帯数の将来推計」では、平成17年10月以降の世帯数の増加率が大幅に逓減すると結果を得ているが、住民基本台帳に基づく世帯数(実績値)ではこうした逓減傾向が表れていないため、今後、例えば、NHKが平成17年国勢調査に替えて平成22年国勢調査を母数の推計に利用する際に、上記方法による時期補正で生じた誤差を大幅に補正する必要が生じるおそれがある。</p>	<p>○世帯数の逓減傾向が今後どのような推移をたどるか現時点では必ずしも明らかではなく、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計」によっては、果たして本当に大幅な補正が必要になるかも明らかではありません。したがって、取りまとめ(案)の記述は適切でないと考えます。</p> <p>○「日本の世帯数の将来推計」は、国勢調査に基づく世帯の将来推計に関して国が行う公的調査として、国民に広く用いられているものですから、仮に同推計に問題があるとすれば、政府においてその点の検討と改善を行うことが望まれます。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
17 ～ 18			<p>○したがって、取りまとめ（案）を以下のとおり修正されることを要望します。</p> <p>（前略）上記方法による時期補正で生じた誤差を補正する必要が生じる可能性がないとは言えない。</p>
18	11 ～ 16	<p>（中略）</p> <p>しかし、他の統計を利用して、補正をせず直接にこうした世帯を把握することで、推計を信頼性のより高いものとするのであれば、そうした方法を選択することがより適当と考えられる。</p> <p>したがって、契約率等の算定の母数の信頼性や連続性を確保するため、推計の基礎となる統計の見直しを検討されることが適当である。</p>	<p>○「したがって」以降で「連続性の確保」について触れられていますが、その前に連続性について説明することが必要であるため、次のとおり修正されることを要望します。</p> <p>しかし、他の統計を利用して、補正をせず直接にこうした世帯を把握することで、推計を信頼性のより高いものとするのであれば、そうした方法を選択することがより適当と考えられる。</p> <p>他方、推計の基礎となる統計を変更した場合は、過去の連続性が失われ、業務に支障を生じるおそれがあることから、そのような連続性にも考慮する必要がある。</p> <p>したがって、契約率等の算定の母数の信頼性や連続性を確保するため、推計の基礎となる統計の精査が検討されることが適当である。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
18 ～ 19	17～	<p>イ 推計の基礎となる統計の見直し  国勢調査と並んで「総世帯数」の推計に利用できる  統計としては、住民基本台帳に基づく世帯数がある。  国勢調査、住民基本台帳に基づく「世帯」の定義は、  いずれも受信規約における「世帯」の定義とほぼ同様  であり、いずれの統計を利用しても、受信規約との親  和性の観点からは、特段の問題はないものと考えられ  る。ただし、アに述べた現在の推計方法の抱える課題  を考慮すれば、<u>基本的に「一般世帯」</u>、「施設等の世  帯」及び「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数  を一次的データとして把握している住民基本台帳に  基づく世帯数を活用して以下のような見直しについ  て検討することが、国民視聴者の目から見た場合に、  母数の信頼性等を高めることにつながるものと考え  られる。</p>	<p>○「国勢調査」は、国民の調査協力義務を背景に、現地で一軒一軒  の世帯を確認して調査しているものです。「住民基本台帳」は住  民による自治体への届出数の集計であり、国勢調査の方が、受信  契約の基礎となる世帯の把握の点で、親和性が高いと考えます。</p> <p>○この点に関して、総務省の「国勢調査に関するQ&amp;A」ホームペ  ージでも、「住民登録があるから、国勢調査は必要ないのではない  ですか？」との問に対して、「住民登録の変更をしないで転居する  人がいるため、住民登録による住民票の届出場所と実際に住んで  いる場所が一致しない場合があります。このため、議員定数の決  定や地方交付税の算定などの基となる法定人口には、一定時点で  すべての人口・世帯を調査する国勢調査の結果が利用されていま  す。」と明記されています。</p> <p>○また、二人以上世帯と単身世帯ではテレビ普及率が異なるため、  NHKでは、国勢調査で調査・公表される「世帯の人数別の数」  に基づき、二人以上世帯と単身世帯に、それぞれ異なるテレビ普  及率（二人以上世帯は99%、単身世帯は95%）を乗じてテレビ普  及世帯総数を推計しています。住民基本台帳では「世帯の人員別  の数」が集計・公表されていないために、住民基本台帳を利用す  る場合は、この推計方法が使えないこととなります。</p> <p>○このように、住民基本台帳を活用した方法にも誤差やデメリット  がありうることから、初めから「見直しありき」という姿勢を取  るのではなく、過去の支払率等との連続性や中長期的な将来予測  が可能な「現在の推計方法をそのまま継続する方法」も、検討対</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
18 ～ 19			<p>家とされるべきと考えます。また、連続性の確保や将来予測が可能な点を、この方法のメリットとして明記されることを要望します。</p> <p>○このため、NHKとしては、取りまとめ（案）を次のとおり修正されることを希望します。</p> <p>イ 推計の基礎となる統計の精査</p> <p>国勢調査と並んで「総世帯数」の推計に利用できる統計としては、住民基本台帳に基づく世帯数がある。国勢調査、住民基本台帳に基づく「世帯」の定義は、いずれも受信規約における「世帯」の定義とほぼ同様であるが、<u>国勢調査は現地確認を行い、住民基本台帳は届出の受理のみという調査・登録方法の違いがあることから、いずれの統計を利用しても、受信規約との親和性の観点からは、特段の問題はないかどうかが精査する必要</u><u>があるものと考えられる。したがって、アに述べた現在の推計方法の抱える課題と、他方で基礎となる統計を変更する場合の問題点等を考慮して、現在の推計方法をそのまま継続する方法のほか、「一般世帯」、「施設等の世帯」及び「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次的データとして把握している住民基本台帳に基づく世帯数を活用する案を含む、以下の3案についてNHKが検討することが、国民視聴者の目から見た場合に、母数の信頼性等を高めることにつながるものと考えら</u>れる。</p>

18  
～  
19

**案の1** 推計の基礎となる統計を国勢調査ではなく、住民基本台帳に基づく世帯数とする方法  
**案の2** 推計の基礎となる統計は国勢調査のままとし、国勢調査が行われない5年間の世帯増を「日本の世帯数の将来推計」ではなく住民基本台帳を利用した時期補正により推計する方法

**案の1** 現在の推計方法を、そのまま継続する方法  
**案の2** 推計の基礎となる統計を国勢調査ではなく、住民基本台帳に基づく世帯数とする方法  
**案の3** 推計の基礎となる統計は国勢調査のままとし、国勢調査が行われない5年間の世帯増を「日本の世帯数の将来推計」ではなく住民基本台帳を利用した時期補正により推計する方法

総世帯数の推計に係る案の1、案の2のメリット及び留意点

<p><b>案の1</b> 現在の推計方法 [利用する統計] ベース：国勢調査 補正：「日本の世帯の将来推計」</p>	<p><b>案の2</b> [利用する統計] ベース：住民基本台帳 補正：住民基本台帳</p>	<p><b>案の3</b> [利用する統計] ベース：国勢調査 補正：住民基本台帳</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計を用いた推計である。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査であり、信頼性が高いと指摘がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計の統計値をそのまま利用。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施設等の世帯」、「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次データとして把握。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計を用いた推計である。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査であり、信頼性が高いと指摘がある。</li> <li>時期補正には推計値ではなく統計値を利用。</li> <li>住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施設等の世帯」、「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次データとして把握。</li> </ul>

総世帯数の推計に係る案の1～案の3のメリット及び留意点

<p><b>案の1</b> 現在の推計方法 [利用する統計] ベース：国勢調査 補正：「日本の世帯の将来推計」</p>	<p><b>案の2</b> [利用する統計] ベース：住民基本台帳 補正：住民基本台帳</p>	<p><b>案の3</b> [利用する統計] ベース：国勢調査 補正：住民基本台帳</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計を用いた推計である。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査であり、信頼性が高いと指摘がある。</li> <li>過去の推計方法との連続性が保たれる。</li> <li>中長期的な将来予測が可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計の統計値をそのまま利用。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施設等の世帯」、「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次データとして把握。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計を用いた推計である。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査であり、信頼性が高いと指摘がある。</li> <li>時期補正には推計値ではなく統計値を利用。</li> <li>住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施設等の世帯」、「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次データとして把握。</li> </ul>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
20	1～3	<p>(中略)</p> <p>推計の<u>見直し</u>の検討に当たっては、上記のメリット及び留意点を勘案しつつ、契約率等の算定の母数が国民視聴者にとって<u>信頼性のより高いもの</u>となるようにすることが重要である。</p>	<p>○既に述べた理由により、取りまとめ(案)に「NHKにおいて」を追加し、「見直し」を「精査」にするとともに、「より高い」の「より」を削除されることを要望します。</p> <p>NHKにおいて<u>推計の精査を検討するに当たっては</u>、上記のメリット及び留意点を勘案しつつ、契約率等の算定の母数が国民視聴者にとって<u>信頼性の高いもの</u>となるようにすることが重要である。</p> <p>(上記の要約)</p> <p>○「国勢調査」は、国民の調査協力義務を背景に、現地で一軒一軒の世帯を確認して調査しており、住民が自治体に届け出る「住民基本台帳」よりも、受信契約の基礎となる世帯の把握の点で、親和性が高いと考えます。</p> <p>住民基本台帳は、国勢調査と異なり、世帯の人数別の数がかかります。つまり、二人以上世帯と単身世帯の数の差に、それぞれのテレビ普及率を乗じるという、現在行っている推計方法も取りえなくなります。</p> <p>○住民基本台帳を活用した方法にも誤差やデメリットがあることから、過去の支払率等との連続性や中長期的な将来予測が可能な「現在の推計方法をそのまま継続する方法」も、検討対象とされるべきと考えます。また、連続性の確保や将来予測が可能な点を、メリットとして明記されることを要望します。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
20	4～17	<p>ウ その他            (ア) 別宅等に係る追加的な補正            現在のNHKの推計方法は、国勢調査で「施設等の世帯」として計上されている寮・寄宿舎等の学生について補正を行っているが、同様に「施設等の世帯」として計上されている公的老人ホームについては補正を行っていない。            また、別荘については住宅・土地統計調査を用いて補正を行っているが、別荘については補正を行っていない。            これらのうち寮・寄宿舎の学生等及び公的老人ホームについては、上記案の1を採用する場合には補正不要となるが、推計の基礎となる統計を国勢調査とする案の2を採用する場合には補正を行うことが適当である。また、別荘及び別荘については、<u>受信規約との親和性の観点から補正が必要であり、現在補正を行っていない別荘について追加的な補正を行うことが適当である。</u></p>	<p>○公的老人ホームについては、免除の対象であるため、現在は補正していませんが、免除（無料）契約も含めた全体の受信契約対象世帯の状況も同時に示すことが必要ではないかという視点もあろうことから、推計プロセスの図の描き方について検討を行っていきたいと考えています。</p> <p>○別荘については、居住があるものとして「国勢調査」の世帯数に含まれているものと見ており、追加的な補正の必要はないと考えられています。なお、別荘については、テレビの設置がないものも多いため、別荘についても、テレビ普及率の調査を行ってみたいと考えています。</p> <p>○このため、取りまとめ（案）を次のとおり修正されることを要望します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>これらのうち寮・寄宿舎の学生等及び公的老人ホームについては、上記案の2を採用する場合には補正不要となるが、推計の基礎となる統計を国勢調査とする案の1または3を採用する場合には補正を行うことが適当である。また、別荘及び別荘については、現在補正を行っていない別荘について追加的な補正を行うことが適当かどうか、さらに精査する必要がある。</p> </div>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
20	18 ～ 27	<p>(イ) 住宅着工件数の活用可能性 住宅着工件数の増加には、既存世帯が移転するものと移転に伴い新たに世帯が形成されるものがあるが、このうち新規世帯の増加は、住民登録により、住民基本台帳に基づく世帯数の増加に反映されているものと考えられることから、住民基本台帳に基づく世帯数の統計を推計の基礎となる統計として活用することにより、世帯の増加数を把握することが可能と考えられる。</p> <p>なお、既存世帯の移転と新規世帯の増加の正確な比率を把握することは困難であるため、住宅着工件数を直近の世帯数の増加数を推計する際に直接に活用することは困難である。</p>	<p>○この項では、住宅着工件数の活用可能性について記述するものと考えますので、まずその可否について記述すべきものと考えます。しかるに、左の下線部は住宅着工件数の活用可能性とまったく無関係であり、記述の意味するところが分かりかねます。</p> <p>○このため、取りまとめ（案）を次のとおり修正されることを要望します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(イ) 住宅着工件数の活用可能性 住宅着工件数の増加には、既存世帯が移転するものと移転に伴い新たに世帯が形成されるものがあるが、既存世帯の移転と新規世帯の増加の正確な比率を把握することは困難であるため、住宅着工件数を直近の世帯数の増加数を推計する際に直接に活用することは困難である。</p> </div>
	28～	<p>(ウ) テレビ故障世帯数等に係る補正 NHKの独自調査である「受信契約状況状態調査」の結果を活用してテレビが故障している世帯数、長期不在となつては、テレビ普及世帯数を求める推計プロセスについては、テレビ普及世帯数を求める推計プロセスの中で本来控除されるべきもの等と考えられるため、NHKにおいて、法令や受信規約との親和性を念頭に置きつつ、テレビ故障世帯数、長期不在世帯数等に関する推計プロセスの改善を行うことが適当である。</p>	<p>○有料の契約対象者についての契約率・支払率を計算する現状の目的を前提とずる限り、テレビ故障・長期不在などの契約対象とならない世帯は、推計プロセスのどの段階で控除しても結果は変わらないと考えますので、現在の取り扱いを行っていませんが、契約の対象とならない世帯数も含めた全体の世帯の状況も同時に示すことが必要ではないかという視点も取りうることから、推計プロセス図の描き方について検討を行いたいと考えられています。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
21 ～ 22	5～	<p>③事業所における「契約対象件数」の推計方法の見直し</p> <p>ア 事業所における「契約対象件数」の推計方法の見直しの必要性 (中略)</p> <p>イ 事業所における「契約対象件数」の推計方法の見直し (中略)</p>	<p>○既に述べた理由により、「見直し」を「精査」に修正されることを要望します。</p> <p>③事業所における「契約対象件数」の推計方法の精査</p> <p>ア 事業所における「契約対象件数」の推計方法の精査の必要性</p> <p>イ 事業所における「契約対象件数」の推計方法の精査</p>
20～		<p>(前略) その中で、ホテル関係有識者からは、(ア) 衛生行政業務報告例の統計は、概ねホテル・旅館の客室数に等しいこと、(中略)</p>	<p>○取りまとめ(案)では、ヒアリングに出席されたホテル関係有識者の方がお持ちになっていた何らかの独自データに照らし合わせて、「衛生行政報告例」のホテルや旅館の数値が正しいという見解を述べられたような予断を与えかねませんが、その方のご発言の真意は、特段独自データがある訳ではなく、たんに「衛生行政報告例」が厚生労働省の公的統計であるがゆえに、正しいはずであるという趣旨であったと考えており、このため、取りまとめ(案)を次のとおり修正されることを要望します。</p> <p>(ア) 衛生行政報告例の統計は、厚生労働省の公的統計であるので、ホテル・旅館の客室数が概ね正しく報告されているはずであること</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
22	4～	<p>これについて、NHKからは、事業所・企業統計調査と衛生行政業務報告例の2つの統計の性格の違いにより数値の差が生じているとの説明が行われたが、統計の性格の違いのみでこのような大きな数値の差が説明できるかについては疑問の余地がある。そもそも、現在の推計は、公的統計（事業所・企業統計調査）と独自調査結果を組み合わせることにより行われているが、この独自調査の調査手法については、本研究会におけるヒアリングにおいても、十分な説明が行われなかったものであり、衛生行政業務報告例の統計値との大きな乖離の原因であることも否定できず、本件については、法律に基づく許可件数の積み上げである衛生行政業務報告例の方が信頼性がより高いものと考えられる。</p> <p>また、NHKは、（中略）母数推計の信頼性を確保するための見直しを行っていくことが必要である。</p>	<p>○「衛生行政報告例」によるホテル・旅館の室数「約155万室」は、旅館業法に基づく旅館業の営業申請に対して自治体が許可を行った件数（許可件数マイナス廃止件数）が、自治体から厚生労働省に報告され、その数字を積み上げたものです。行政上の必要から集めたデータをもとに作成された統計であり、内容の更新が適切になされていることがデータの信頼性の前提となります。</p> <p>○NHKでは、九州地方、中国地方の中核市である熊本市、下関市を例に、旅館業法の許可を受けているホテル・旅館の存否調査を、電話帳や住宅地図などにより行いました。すると、宿泊施設として現存していると推測されるものは、熊本市では77%、下関市では46%にとどまる一方、電話帳にも住宅地図にも見当たらないなど、既に廃業していると考えられる施設は、熊本市では23%、下関市では54%にも及んでいました。当該自治体や厚生労働省の担当者からは、廃業していたとしても廃業の届けがない以上、職権では抹消できない旨を伺っています。</p> <p>○この調査結果から、NHKとしては、取りまとめ（案）における『法律に基づく許可件数の積み上げである衛生行政報告例の方が信頼性がより高いものと考えられる』という記述について、十分な根拠のある疑問を持つに至っています。</p> <p>○もともと、どのような統計でも誤差が生じることはやむを得ないことであり、「衛生行政報告例」のデータを使用するよう求めるのであれば、上記で示した十分な根拠のある疑問を払拭できるデータを示していただく必要があると考えます。示すことができないうのであれば、取りまとめ（案）を適切に修正されることを要望します。なお、疑問が払拭されるデータが示されるのであれば、NHKとしても、「衛生行政報告例」の使用について積極的に検討していきたいと考えます。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
22			<p>○この件につきましては、業務への影響が大きく、データの信頼性にも関わるため、NHKが独自に自治体に公文書公開請求をしたうえで調査した結果、判明したものです。事務局におかれましても、あらかじめ統計の実態や目的について調査されたうえで、課題として提起されることを要望いたします。</p> <p>○以上の理由により、取りまとめ（案）を適切に修正されることを要望します。</p> <p>例えば、より正確に事実関係を叙述する観点も含めて、取りまとめ（案）を次のように修正されることも考えられます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>これについて、NHKからは、事業所・企業統計調査と衛生行政報告例の2つの統計の対象範囲の違いにより数値の差が生じている可能性があり、今後精査したいとの説明が行われたが、統計の性格の違いのみでこのような大きな数値の差が説明できるかについては疑問の余地がある。そもそも、現在の推計は、公的統計（事業所・企業統計調査）と独自調査結果を組み合わせることにより行われているが、この独自調査の調査手法については、本研究会におけるヒアリングにおいても、調査会社との契約上の守秘義務を理由に、十分な説明が行われなかったものであり、衛生行政報告例の統計値との大きな乖離の原因であることも否定できないが、本件については、法律に基づく許可件数の積み上げである衛生行政報告例の方が信頼性がより高いものと考えられるかどうか、疑念を生じさせる実例も存在するため、さらに精査する必要がある。</p> </div>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
22			<p data-bbox="263 123 359 1041">また、NHKは、(中略)母数推計の信頼性を確保するための精査を行っていくことが必要である。</p> <p data-bbox="391 862 422 1041">(上記の要約)</p> <p data-bbox="438 123 885 1041">○「衛生行政報告例」のホテル・旅館の室数は、旅館業の営業申請に対する自治体の許可件数を積み上げたものであり、登録内容がもれなく更新されることがデータの信頼性の前提です。NHKで、下関市、熊本市を例に、自治体に登録されているホテル・旅館の存否調査を行ったところ、廃業済みと考えられる施設は、下関市で54%、熊本市で23%にも及んでいました。自治体や厚生労働省の担当者からは、仮に廃業していたとしても、廃業届がない以上、登録されたままになる旨を伺っており、NHKでは、「衛生行政報告例」のデータについて、十分な根拠のある疑問を持つに至っていません。</p> <p data-bbox="933 123 1157 1041">○「衛生行政報告例」のデータの使用を求められるのであれば、上記で示した疑問を払拭できるデータを示していただく必要があると考えます。なお、疑問が払拭されるデータが示されるのであれば、NHKとしても、「衛生行政報告例」の使用について積極的に検討していきたいと考えます。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
22	25～ ④その他 ア NHKの独自調査		<p>○NHKの独自調査については、これまで、調査方法の改善など          不断の努力を行ってきたが、今後さらに、外部の専門家のア          ドバイスを受ける仕組みを導入するなどして、よりいっそう信頼          性の高いものとなるようにしたいと考えます。</p> <p>ただし、その際には、取りまとめ（案）でご指摘いただいた          とおり、調査コストと信頼性のより高い推計を行うことの効果を          見極める必要があると考えます。</p>
23	8～ イ 推計方法等の公表		<p>○NHKとしても、視聴者の皆さまからの信頼を高める観点から、          透明性をよりいっそう高めていくことが重要であると考えます。          月ごとの受信契約件数などの基本的なデータは、現在でも既に公          表していますが、今後、NHKのホームページ等で、毎年度の          受信契約状況を公表することを検討するなど、数値的な指標をは          じめ、受信料制度全般につきまして、透明性をより高める努力を          行っていきたいと考えています。</p> <p>○なお、NHKの営業活動の単位である期（2か月）ごとに契約率          を公表しても、その変化は微小であり、また期ごとの母数の変化          を示す公的統計もありません。こうした短期間の周期での公表に          ついては、契約率よりも、受信契約数やその増減数自体を公表す          る方が適切であると考えます。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
30 ～ 31	2～	5 (4) NHKにおける受信料体系の見直しについての検討 ①受信料体系の見直しに関する各方面からの意見・要望等 (中略)	○NHKは、研究会に対し、受信料に関する各種の資料設定やヒアリング対応等を通じて、研究会のヒアリングのご要請にお応えする形でできる限りご協力してきました。 しかしながら、取りまとめ(案)において、検討中の受信料体系の見直しについてのヒアリングで、NHKから『十分な説明は行われなかった』との評価が、詳細に記述されています。 ○NHKとしては、検討中の事項でもあり、その時点で説明できることには制約もありましたが、その中で可能な限りお尋ねのあったことに誠実にお答えしたつもりです。今後、検討状況にに応じて、説明できることは視聴者の皆さまに誠実にご説明していく考えです。 ○とくに、平成20年度の予算・事業計画の策定の過程で、事業所の半額特例等を導入する場合には、その具体内容と、それが受信料収入に及ぼす影響や事業所契約率の変化等の試算内容を明らかにしていく考えです。
15 ～ 16		他方、NHKからは検討中の受信料体系の見直しに関する考え方を聴取したが、以下のア～エに掲げる事項について、十分な説明は行われなかった。	○こうしたNHKの基本方針をご理解のうえ、取りまとめ(案)の記述においては、適切に取り扱われるよう要望します。 ○上で述べた理由により、取りまとめ(案)を、例えば次のように修正されることを要望します。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">他方、NHKからは検討中の受信料体系の見直しに関する考え方を聴取したが、以下のア～エに掲げる事項について、公開ヒアリングの時点では、NHKにおいて検討中のものであり、成案に至っていないものや、試算が確定していないものもあつたため、十分な説明は行われなかった。</div>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
30 ～ 31	17～	<p>ア 「半額程度」という割引率の妥当性 二 契約目以降の受信料を半額程度とする割引率については、(中略) 十分な説明は行われなかった。</p> <p>イ 新たな事業所割引と公平負担との関係 新たな事業所割引は事業所間の負担の在り方を抜本的に見直すものであるため、(中略) 公開ヒアリングでは、NHKから、新たな事業所割引がなぜ公平負担につながるのかという点について十分な説明は行われなかった。</p> <p>ウ 新たな事業所割引が受信料収入に及ぼす影響 公開ヒアリングでは、(中略) 試算の前提条件、試算方法等この試算の根拠に関する詳細な説明は、(中略) 見解が示されたのみであった。</p> <p>エ 「設置場所全数分」を契約しているか否かの確認方法 新たな事業所割引は、(中略) 具体的な確認方法に関する説明は行われなかった。</p>	<p>ア 「半額程度」という割引率の妥当性 二 契約目以降の受信料を半額程度とする割引率については、(中略) 十分な説明は、公開ヒアリングの時点では行われなかった。</p> <p>イ 新たな事業所割引と公平負担との関係 新たな事業所割引は事業所間の負担の在り方を抜本的に見直すものであるため、(中略) 公開ヒアリングの時点では、NHKから、新たな事業所割引がなぜ公平負担につながるのかという点について十分な説明は行われなかった。</p> <p>ウ 新たな事業所割引が受信料収入に及ぼす影響 公開ヒアリングでは、(中略) 公開ヒアリングの時点では、試算の前提条件、試算方法等この試算の根拠に関する詳細な説明はなく、(中略) 見解が示された。</p> <p>エ 「設置場所全数分」を契約しているか否かの確認方法 新たな事業所割引は、(中略) 公開ヒアリングの時点では、具体的な確認方法に関する説明は行われなかった。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
31	16～	<p>②受信料体系の見直しの検討の視点 (中略)</p> <p>ア 従来の受信料体系改定の考え方と整合的であるか</p> <p>イ 一部の者への割引の導入により他者に過剰な負担を強いる結果とはならないか</p> <p>ウ 割引を導入することにより受信料収入が減収となり、公共放送の質が低下することにはならないか</p> <p>エ 割引を導入することにより不公平感の解消が図られ、契約率、支払率が上昇することにつながるものであるか</p>	<p>○NHKとしては、従来の受信料体系改定の考え方との整合性については、社会的変化をふまえ、従来からの延長だけではなく、違った視点からの考え方をとることが必要な場合もありうると考えます。</p> <p>○また、取りまとめ(案)の28ページにあるとおり、多数契約一括支払に関して、諸外国や他企業を参考に割引率を設定した先例もあります。</p> <p>○このため、取りまとめ(案)を次のとおり修正されることを要望します。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">ア 従来の受信料体系改定の考え方との整合性をどう考えるか</p> <p>○ウについては、受信料収入が減収となる割引の導入が必ずしも否定されるものではないと考えます。</p>
32	2～	<p>(中略)</p> <p>受信料体系の改定に先立っては、NHKにおいてパブリックコメントなどの国民視聴者の意見を聴取する機会が設けられることが必要である。その上で、これを踏まえ最終的に受信料体系の改定を公表する際には、パブリックコメントなどにおける国民視聴者の意見、第4回のヒアリングで示された意見・要望を含む日ごろからNHKに届いている様々な意見・要望に対するNHKの考え方が明らかにされるべきである。</p>	<p>○平成20年度の予算・事業計画の策定の過程で、事業所の半額特例等を導入する場合には、その具体内容と、それが受信料収入に及ぼす影響や事業所契約率の変化等の試算内容を明らかにしていく考えです。</p> <p>○NHKでは、受信料体系のあり方について、視聴者の皆さまのご意見を反映させることは、受信料制度へのご理解をいただくとともに重要なことであると考えており、視聴者の皆さまのご意見の収集をよりの確・適切に行う具体的な方法につきましては、今後、検討してまいります。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
36 ～ 37		<p>6 (3) 衛星受信料体系についての検討  (中略) 衛星契約ではなく、従前の地上契約を継続することができよう受信規約の改正等の適切な措置が講じられるべきである。</p> <p>ただし、こうした措置を講じた場合、(中略) 実効性が十分に確保されるための手続上の工夫が必要であり、<u>具体的な手続については、今後、受信料契約事務の実務を担っているNHKにおいて検討されるべきものと考えられる。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>上記措置により、(中略) 一定の負担はやむを得ないものと考えられる。</u></p> <p>(中略)</p> <p>なお、<u>こうした措置の実施に当たっては、(中略) 十分な説明を行うことに留意する必要がある。</u></p>	<p>○受信料は、公共放送NHKの主たる財源であり、放送法に基づいてテレビをお持ちの視聴者の皆さまにご負担いただくことにより、NHKの活動の高度な自主性・自律性を財源面から保障しています。衛星受信料については、放送法および受信規約の条項に基づいて、地上放送と同様、衛星放送を受信できる設備を設置した場合は衛星受信契約を締結していただくことを原則としていません。今後もこの原則に変わりはありません。</p> <p>○今回、研究会から取りまとめ(案)としてご提言いただいた措置については、原則に立ち返れば、導入は難しいものと考えますが、一方で、措置の対象として考えられるのかどうか、すなわち、日々、大量にお応えすることができるとは考えている視聴者のご要望に実際受信者の異動情報を取り扱うなかで、対象となる場合を誤りなく把握し、同時に不正利用を確実に防止できるような有効な具体的方法を見出せるかどうかを、NHKとしても、様々な観点からしっかりと検討していきたいと考えます。</p> <p>○しかしながら、今回の措置を導入した場合でも、いわゆるAM方式のマンションにお住まいの方(衛星放送を地上アナログ放送と同じ信号方式にして伝送する、いわゆるAM方式の共同受信設備のあるマンション等に転居したため、地上放送用テレビを設置するだけで衛星放送が受信できる場合。NHKの調査では、AM方式のマンション等は、提言案で触れられなかった衛星受信機が必要なマンション等よりも、数としては多いのではないかと見えます。)については、措置の対象とならず、依然として衛星契約の締結が必要となります。</p> <p>今回の措置を導入することによりかえって不公平感を増幅することにならないよう、措置の対象が限定される理由を、そのような視聴者の皆さまにご理解いただくかなければいけない点も課題です。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
36 ～ 37			<p>○さらに、今回の措置については、どのような場合が措置の対象なのか、その要件が一見して明確とは言いがたいと考えます。したがって、今回の措置を導入した場合には、措置の対象となるかどうかという判断が難しい場合がひんぱんに生じるおそれがあり、ひいては「衛星放送を視聴する意思がなければ、衛星契約は不要である。」という、今回の措置に関する誤った理解が広がりがねず、そのような混乱を生じることのないように留意しなければならぬ点も課題です。</p> <p>○したがって、NHKとしては今のところ、研究会から取りまとめ（案）としてご提言いただいた措置の導入について、確たる見通しを持ち合わせてはいたませんが、同時にこの課題に関しては、このような検討にあわせ、視聴者の皆さまに、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した方々に広く受信料を負担いただくことにより、公共放送の事業運営が可能になるという受信料制度の意義をご理解いただくようお願いするとともに、一人でも多くの方々に衛星放送をご覧いただけたらという、その魅力を高めるための努力をしていかねなければならぬと考えています。</p> <p>○こうしたNHKの姿勢をご理解いただき、取りまとめ（案）を次のとおり修正されることを要望します。</p> <p><u>（中略）受信規約の改正等の措置を講じるべきかどうかNHKにおいて検討すべきである。</u>  <u>ただし、こうした措置を講ずるとした場合、実効性が十分に確保されるための手続上の工夫が必要である。具体的な手続については、今後、受信料契約事務の実務を担っているNHKにおいて検討を行い、実施可能な具体策が実際に見出されること</u>  <u>が前提となると考えられる。</u></p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
36 ～ 37			<p>(中略) 上記措置を講ずるとした場合は、 (中略) なお、こうした措置を講ずるとした場合は、(後略)</p> <p>(上記の要約)</p> <p>○衛星放送を受信できる設備を設置した場合に衛星受信契約が必要という原則に立ち返れば、ご提言いただいた措置の導入は難しいものと考えますが、一方で、措置の対象として考えられている視聴者のご要望に実際にお応えできるのかどうか、NHKとしても、様々な観点からしっかりと検討していきたいと考えます。</p> <p>○措置の対象とならない視聴者へのご説明、措置の要件の明確性と措置の正しい理解の促進などの課題があり、NHKとしては、今のところ、措置の導入について確たる見通しを持ち合わせてはいたませんが、視聴者の皆さまに、受信料制度の意義をご理解いただくようお願いするとともに、衛星放送の魅力を高める不断の努力をしていかなければならないと考えています。</p>

意見書

平成 19 年 10 月 19 日

総務省情報通信政策局放送政策課御中

郵便番号:589-0013

住所:大阪府大阪狭山市茱萸木 3-254-2

社名:オザキ電化サービス株式会社

代表者:尾崎 佐久子

電話番号:

メールアドレス:

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会取りまとめ(案)」  
に関し、後記のとおり意見を提出します。

●集金のコスト削減のためにも、業界団体でNHK受信料を取りまとめ、その  
コスト削減効果を大口割引として還元していただきたい。これは、契約率のア  
ップにも結びつくと思います。

意見書

平成19年10月19日

総務省情報通信政策局放送政策課御中

郵便番号 540-6037

住所 大阪市中央区城見1丁目2-27 クリスタルタワー37F

社名 株式会社 三洋ビジネスプランニング

代表者 小川 昇

電話番号

メールアドレス

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会取りまとめ（案）」に関し、後記のとおり意見を提出します。

30 ページ 6 行から 14 行の部分に関する意見

6 行から 14 行の部分

「ホテル・旅館業界団体からは、NHKが検討中の事業所の受信料体系の見直しについて、二契約目以降半額程度とする割引では依然として負担感の重さは解消されないため、大口利用者に対する負担は英国と同程度とすべきとの考え方が示された。また、病院におけるレンタルテレビ業界団体からは、加盟事業者が設置する約4,300の病院における約60万台のレンタルテレビの受信料について、業界団体で一括して行なうことにより、現在は病院ごとに行なっているNHKの集金業務を集約し、そのコスト削減効果を大口割引として還元できるのではないかと考え方が示された。」

意見

1. 患者サイドからすれば、自ら望んで入院している訳ではなく、数少ない娯楽のテレビを自宅で受信料を支払っているにもかかわらず病院で二重払いするのは不合理である。
2. 設置業者サイドからすれば、レンタルコストの上がる（ブラウン管から液晶テレビ、地上波デジタルチューナーの取付ETC）なか、早期退院や高齢者の増加により売上の低下傾向が止まらない状況下での受信料負担は経営を左右するほどの重大事項である。
3. NHKのコスト削減意識が民間企業ほど真剣に検討されているのか疑問に思う。コスト削減により大口割引の還元をして頂きたい。

以上

## 意見書

平成19年10月19日

総務省情報通信政策局放送政策課御中

郵便番号

住所 東京都品川区大崎1-11-1

社名 総合メディカル株式会社

代表者 リース・レンタル事業部（飯島照夫）

電話番号

メールアドレス

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会取りまとめ（案）」に関し、後記のとおり意見を提出します。

「ホテル・旅館業界団体からは、NHKが検討中の事業所の受信料体系の見直しについて、二契約目以降半額程度とする割引では依然として負担感の重さは解消されないため、大口利用者に対する負担は英国と同程度とすべきとの考え方が示された。また、病院におけるレンタルテレビ業界団体からは、加盟事業者が設置する約4,300の病院における約60万台のレンタルテレビの受信料について、業界団体で一括して行なうことにより、現在は病院ごとに行なっているNHKの集金業務を集約し、そのコスト削減効果を大口割引として還元できるのではないかと考え方が示された。」

### 意見

1. ホテル・病院のようにテレビ台数が多い事業者に関し、NHK受信料の負担についてホテル病院の稼働率という要素を加味すべきだと考えます。
2. 病院のベット横にあるテレビについて、患者が直接自宅よりテレビを持って入院した場合はNHK受信料免除でレンタル会社が設置しているテレビは受信料がかかる。は不条理であり是正すべき。
3. 患者は自分が望んで病院へ入院するのではなく、体調不良で入院を強いられる、入院での唯一の娯楽であるテレビについて、自宅でNHK受信料を支払っており、テレビ業者が設置しているテレビにも受信料がかかるのは、患者からしてみれば二重払いと考える。
4. 集金のコスト削減のためにも、業界団体でNHK受信料を取りまとめ、そのコスト削減効果を大口割引きとして還元して頂きたい、これは、契約率のアップにも結びつくと思います。

以上

# 意見書

平成 19 年 10 月 19 日

総務省情報通信政策局放送政策課 御中

〒577-0035

大阪府東大阪市御厨中 1 丁目 12 番 28 号

ナニワ商事株式会社

代表取締役 浅田 英喜

TEL

メール

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会取りまとめ（案）」に関し、後記のとおり意見を提出します。

「ホテル・旅館業界団体からは、NHKが検討中の事業所の受信料体系の見直しについて、二契約目以降半額程度とする割引では依然として負担感の重さは解消されないため、大口利用者に対する負担は英国と同程度とすべきとの考え方が示された。また、病院におけるレンタルテレビ業界団体からは、加盟事業者が設置する約 4,300 の病院における約 60 万台のレンタルテレビの受信料について、業界団体で一括して行なうことにより、現在は病院ごとに行なっているNHKの集金業務を集約し、そのコスト削減効果を大口割引として還元できるのではないかと考え方が示された。」

## 意見

- 病院のベッド脇のテレビについては、患者さんが①自宅から持ち込んだり、貸しテレビを借りる場合、と②初めからベッド脇に設置している場合で、NHK受信料の取扱が異なることは、不合理である。  
①は自宅で患者さんが払っているから受信料不要で、②は初めからベッド脇に設置しているから必要、というNHKのルールは是正すべきと考えます。
- 自ら望んで行なうことでない入院という状態で、数少ない娯楽であるテレビについて、自宅で払っているにも拘らずNHK受信料が必要というのは二重払いに当たると考えます。免除すべきと考えます。
- 通常数台しかないテレビの事業者と、ホテル・病院のように、台数が非常に多い事業者と同じに扱うのは、ホテル・病院に過大な負担となります。大口利用者に対する負担は英国と同程度とすべきと考えます。
- 集金のコスト削減のためにも、業界団体でNHK受信料を取りまとめ、そのコスト削減効果を大口割引として還元していただきたい。これは、契約率のアップにも結びつくと

思います。

- ホテル・病院のように台数が多い事業者に関しては、NHK受信料の負担について、稼働率という要素を加味すべきだと考えます。
- ワンセグを利用した携帯電話・パソコンによるテレビ視聴が多くなり、病院設置のテレビへの視聴率の低下が心配されます。この場合のNHKの取り組み方は如何になるのでしょうか。
- 病院患者様の高齢化が進み、テレビの視聴率が低下してきている。
- NHKの視聴料金のウエイトが、企業利益の中での負担ウエイトが大きく、テレビシステム運営に携わる従業員の生活保障を圧迫する事が懸念される。

意見書

平成 19 年 10 月 19 日

総務省情報通信政策局放送政策課御中

郵便番号 245-0051

住所 横浜市戸塚区名瀬町 52-1-102

社名 株式会社パナマックス

代表者 代表取締役 福田一三

電話番号

メールアドレス

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会取りまとめ（案）」に関し、後記のとおり意見を提出します。

意見

自ら望んで病気入院してるわけではなく、病気という弱者の立場になった人から、自分の家庭でも NHK 受信料を払っているにも拘わらず受信料が必要ということは二重払いではないかと思えます。

是非とも免除すべきと考えます。

意見書

平成 19 年 10 月 19 日

総務省情報通信政策局放送政策課御中

郵便番号 102-0072

住所 千代田区飯田橋 1-5-10 教範九段ビル 4 階  
社名 日立キャピタルサービス株式会社  
責任者 レンタルサービス統括部 後藤 雄二郎  
電話番号  
メールアドレス

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会取りまとめ（案）」に関し、後記のとおり意見を提出します。

30 ページ 6 行から 14 行の部分に関する意見

6 行から 14 行の部分

「ホテル・旅館業界団体からは、NHKが検討中の事業所の受信料体系の見直しについて、二契約目以降半額程度とする割引では依然として負担感の重さは解消されないため、大口利用者に対する負担は英国と同程度とすべきとの考え方が示された。また、病院におけるレンタルテレビ業界団体からは、加盟事業者が設置する約 4,300 の病院における約 60 万台のレンタルテレビの受信料について、業界団体で一括して行なうことにより、現在は病院ごとに行なっているNHKの集金業務を集約し、そのコスト削減効果を大口割引として還元できるのではないかと考え方が示された。」

意見

1. 病院のベッド脇のテレビについては、患者さんが①自宅から持つ込んだり、貸しテレビを借りる場合、と②初めからベッド脇に設置している場合で、NHK受信料の取扱が異なることは、不合理である。

①は自宅で患者さんが払っているから受信料不要で、②は初めからベッド脇に設置しているから必要、というNHKのルールは是正すべきと考えます。

2. 自ら望んで行なうことでない入院という状態で、数少ない娯楽であるテレビについて、自宅で払っているにも拘らずNHK受信料が必要というのは二重払いに当たると考えます。免除すべきと考えます。

以上

意見書

平成 19 年 10 月 19 日

総務省情報通信政策局放送政策課御中

郵便番号 460-0007

住所 名古屋市中区新栄 1-4-14

社名 株式会社 メディウムジャパン

専務取締役 横山耕三

電話番号

メールアドレス

---

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会取りまとめ（案）」  
に関し、後記のとおり意見を提出します。

30 ページ 6 行から 14 行の部分に関する意見

6 行から 14 行の部分

「ホテル・旅館業界団体からは、NHKが検討中の事業所の受信料体系の見直しについて、二契約目以降半額程度とする割引では依然として負担感の重さは解消されないため、大口利用者に対する負担は英国と同程度とすべきとの考え方が示された。また、病院におけるレンタルテレビ業界団体からは、加盟事業者が設置する約 4,300 の病院における約 60 万台のレンタルテレビの受信料について、業界団体で一括して行なうことにより、現在は病院ごとに行なっている NHKの集金業務を集約し、そのコスト削減効果を大口割引として還元できるのではないかと考え方が示された。」

意見

●病院のベッド脇のテレビについては、患者さんが①自宅から持つ込んだり、貸しテレビを借りる場合、と②初めからベッド脇に設置している場合で、NHK受信料の取扱が異なることは、不合理である。

①は自宅で患者さんが払っているから受信料不要で、②は初めからベッド脇に設置しているから必要、というNHKのルールは是正すべきと考えます。

●自ら望んで行なうことでない入院という状態で、数少ない娯楽であるテレビについて、自宅で払っているにも拘らずNHK受信料が必要というのは二重払いに当たると考えます。免除すべきと考えます。

●通常数台しかないテレビの事業者と、ホテル・病院のように、台数が非常に多い事業者と同じに扱うのは、ホテル・病院に過大な負担となります。大口利用者に対する負担は英国と同程度とすべきと考えます。

●集金のコスト削減のためにも、業界団体でNHK受信料を取りまとめ、そのコスト削減効果を大口割引として還元していただきたい。これは、契約率のアップにも結びつくと思います。

●ホテル・病院のように台数が多い事業者に関しては、NHK受信料の負担について、稼働率という要素を加味すべきだと考えます。

以上

## 意見書

平成 19 年 10 月 19 日

総務省情報通信政策局放送政策課御中

郵便番号 557-0033

住所 大阪市西成区梅南2-3-24

社名 株式会社 吉見屋

代表者 金 炫修

電話番号

メールアドレス

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会取りまとめ（案）」に関し、後記のとおり意見を提出します。

30 ページ 6 行から 14 行の部分に関する意見

6 行から 14 行の部分

「ホテル・旅館業界団体からは、NHKが検討中の事業所の受信料体系の見直しについて、二契約目以降半額程度とする割引では依然として負担感の重さは解消されないため、大口利用者に対する負担は英国と同程度とすべきとの考え方が示された。また、病院におけるレンタルテレビ業界団体からは、加盟事業者が設置する約 4,300 の病院における約 60 万台のレンタルテレビの受信料について、業界団体で一括して行なうことにより、現在は病院ごとに行なっているNHKの集金業務を集約し、そのコスト削減効果を大口割引として還元できるのではないかと考え方が示された。」

以下意見：

●病院のベッド脇のテレビについては、患者さんが①自宅から持ち込んだり、貸テレビを借りる場合、と②初めからベッド脇に設置している場合で、NHK受信料の取扱が異なることは、不合理である。

①は自宅で患者さんが払っているから受信料不要で、②は初めからベッド脇に設置しているから必要、というNHKのルールは是正すべきと考えます。

●自ら望んで行なうことでない入院という状態で、数少ない娯楽であるテレビについて、自宅で払っているにも拘らずNHK受信料が必要というのは二重払いに当たると考えます。基本的に免除すべき受信料と考えます。また、療養型や社会的入院の場合は低所得者も多く、通常ならば免除になる人たちも一括りに受信料を徴収するのは納得できません。

●通常数台しかないテレビの事業者と、ホテル・病院のように、台数が非常に多い事業者と同じに扱うのは、ホテル・病院に過大な負担となります。大口利用者に対する負担は英国と同程度とすべきと考えます。

●集金のコスト削減のためにも、業界団体でNHK受信料を取りまとめ、そのコスト削減効果を大口割引として還元していただきたい。これは、契約率のアップにも結びつくと思います。

●ホテル・病院のように台数が多い事業者に関しては、NHK受信料の負担について、稼働率という要素を加味すべきだと考えます。

以上

意見書

平成 19 年 10 月 19 日

総務省情報通信政策局放送政策課 御中

郵便番号 113-0001

住所 じゅうしょ 東京都文京区白山 とうきょうとぶがきょうくはくさん 1-18-13 1-

社名 しゃめい 株式会社 かぶしきかいしゃ リース東京 りーすとうきょう

代表者 大竹 弘恭

電話番号

メールアドレス

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会取りまとめ（案）」  
に関し、後記のとおり意見を提出します。

30 ページ 6 行から 14 行の部分に関する意見

6 行から 14 行の部分

「ホテル・旅館業界団体からは、NHKが検討中の事業所の受信料体系の見直しについて、二契約目以降半額程度とする割引では依然として負担感の重さは解消されないため、大口利用者に対する負担は英国と同程度とすべきとの考え方が示された。また、病院におけるレンタルテレビ業界団体からは、加盟事業者が設置する約 4,300 の病院における約 60 万台のレンタルテレビの受信料について、業界団体で一括して行なうことにより、現在は病院ごとに行なっている NHK の集金業務を集約し、そのコスト削減効果を大口割引として還元できるのではないかと考え方が示された。」

意見

病院に入院される患者さんは自ら望んで入院していることはありません。何らかの病に冒され仕方なく治療・療養を行なうために入院しています。そのような状態であっても、社会的に取り残されず、退院後に即社会復帰することを考えての情報収集手段としてのテレビ、または入院中の数少ない娯楽であるテレビ、場合によっては治療を目的とした意味でのテレビ（刺激的な役割をすることによる痴呆予防等）、と一般的家庭においてあるテレビとは少し意味合いが違います。このような様々な目的を持っている病院病室に置かれているテレビ

について、NHK受信料が必要という見解は、形式だけに則っているだけであり、弱者に対する配慮がまったく無いと考えます。まして、基本的には自宅で受信料を支払っているにも拘らず、さらに入院中に使用するテレビにも受信料がかかっているというのは二重払いに当たると考えます。福祉的施設と同様に免除すべきと考えます。

## 意見書

平成 19 年 10 月 19 日

総務省情報通信政策局放送政策課御中

郵便番号 730-0842

住所 広島市中区舟入中町 2-14

社名 株式会社 理舎

代表者 岡田 誠

電話番号

メールアドレス

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会取りまとめ（案）」に関し、後記のとおり意見を提出します。

30 ページ 6 行から 14 行の部分に関する意見

6 行から 14 行の部分

「ホテル・旅館業界団体からは、NHKが検討中の事業所の受信料体系の見直しについて、二契約目以降半額程度とする割引では依然として負担感の重さは解消されないため、大口利用者に対する負担は英国と同程度とすべきとの考え方が示された。また、病院におけるレンタルテレビ業界団体からは、加盟事業者が設置する約 4,300 の病院における約 60 万台のレンタルテレビの受信料について、業界団体で一括して行なうことにより、現在は病院ごとに行なっているNHKの集金業務を集約し、そのコスト削減効果を大口割引として還元できるのではないかと考え方が示された。」

意見

入院中は視聴時間も制限され長時間の視聴は出来ません。業者としては、患者さんのテレビ視聴時間により経営が成り立っており、通常家庭で視聴する状況とは余りにも条件が違いすぎます。まして、そのような条件の下で同額の受信料負担は納得できません。業界毎の受信料体系の見直しは出来ないのでしょうか？





項	行	意見の対象となる該当箇所	意見
7項(2)	19-25行	<p>(2) 受信料の水準 本研究会では受信料の水準については議題として取り扱わなかつたが、受信料は公共放送であるNHKの業務の維持運営のための特種な負担金と位置付けられているものか、NHKが公共放送の使命を果たすためには、公共放送の規模の業務を行うべきか、NHKが当該規模の業務を維持運営するたためにはどの程度の経費が必要となるかという議論が本来必要との意見も示された。</p>	<p>順番が全く逆であるとかしかしいようがない。必要本来、公共放送の使命、目的をはっきりさせ、必要な業務を議論してから金の議論に入るべきである。目的や金の総額を決めないから金の使い方がでたらめになる。</p>
8項	1-10行	<p>8 おわりに 1 本研究会では、公平・公正で透明性のある受信料体系に関する喫緊の課題について、議論の透明性を確保しつつ、検討を重ねてきた。この取りまとめ(案)は、その成果として、受信料体系の現状を整理するものとして、意見を述べたものである。 2 冒頭で述べたとおり、受信料に関する問題は国民視聴者と密接に関連するものであるにもかかわらず、国会を除けば公の場での議論がほとんど行われてこなかった。今回、受信料体系について研究会が開議され、議論の透明性を確保しつつ、受信料に関する問題を国民視聴者の視点から議論するたため、一歩前進であったと考えている。</p>	<p>公平・公正という考え方は総務省及びNHKと我々のような受信者では明確に意味が異なる。 不公平と感ずる視聴者は、放送法32条に定められた設備を設けた者は必ずNHKを見ることがあるが、これらの人々に対しては元で、私う人と私わらない。これらの人々には関係しては本に見ないのであれば、私う必要がないと考えていることも考えねばならない。 また、こういった議論は本来NHKから出てくるべきことであって総務省からの援護的にでるものではない。必要以上総務省が関わることでNHKの不信感が増大させている原因であることとを認識すべきである。 正(公務員レベル)までは、公正中立の確立。職員は年収の是国民が直接下せるようにすることである。の手段と営陣の業務記録、面会記録の保管。及び経費集金のための議論はその後で十分。</p>

# 意見書

平成19年 10月 16日  
 総務省情報通信政策局  
 放送政策課 御中

氏名  
 電子メールアドレス

「公平負担のための受信料体系の現状と課題」に関する研究を取りまとめ(案)」に関し、以下の意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
1頁	1から10行目	<p>受信料は、日本放送協会(以下「NHK」という。)が放送の全国普及、豊かな良き番組の放送、我が国の放送及びその受信の進歩発達への貢献といった公共放送としての使命を果たすために必要な財源を広く国民視聴者から聴取するため、視聴の有無に関わらず、NHKの放送を受信することのできる受信設備を設置した者に負担を求め、臨時放送関係法制調査会の報告書に記載されているとおり、「国家機関でない独特の法人として認められた協会に徴収権が認められたところの、その維持運営のための『受信料』という名の特殊な負担金」と解釈されているものである</p>	<p>NHKの放送を受信することのできる受信設備を設置した者に負担を求め、受信料を自由化すべきです。</p> <p>視聴を希望する世帯が自由意志に基づいて契約するのが妥当です。</p> <p>契約し視聴する権利もあれば、反対に協会の放送だけを拒否する権利もあります。</p> <p>公共制度といえども受益者負担がもつとも公平です。</p>
1頁	11行目	放送法第32条第1項は、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者に対し受信契約の締結を義務付けており、その契約の条項については、同条第3項の規定により、総務大臣の事前認可が必要であることを定めている。	NHKの放送を受信することのできる受信設備を設置した者に負担を求め、受信料を自由化すべきです。
2頁	2行目	戦前の無線電信法においては、放送の受信を許可制とした上で、許可申請の際に社団法人日本放送協会との受信契約書の添付を義務付けていた。2. このような経緯を踏まえ、戦前の放送制度を戦後の新制度に改める際、その円滑な移行を図る観点から、昭和25年の放送法制定時に、受信契約締結義務の制度を導入したものである。	<p>JAF(社団法人日本自動車連盟)という自動車のロードサービスがあります。</p> <p>自動車の有無に関係なく入会・退会が自由で契約は強要されません。</p> <p>スクランブル放送を施し、NHKもJAF同様自由な契約形態を取るべきです。</p>
2頁	3行目から	放送法第32条第3項の規定により認可を受けた受信料の支払の義務を負うことを定めている。	放送法第32条を抹消して、受信料制度のみならずNHKの商業的活動の制約を撤廃すべきです。
7頁	15行目から	<p>② 受信料の支払の特例(割引)                  ウ 同一生計支払の特例(家族割引)                  親元を離れて暮らす学生又は単身赴任者が受信料を口座振替等により支払う場合、受信料額の33%の割引を適用するもの。</p>	<p>受信料金は、省庁や総務大臣が決めるところではありません。本来はNHKと視聴者との間で自然に決まるものです。また、そうなるよう、契約の自由化が必要なのです。目先の値下げが必要なのではありません。</p> <p>あこぎな商いは、自由経済の中では淘汰されます。この中で生き残ってこそ本当の経営改善です。総務大臣の言う「義務化」は逆効果で単なる甘やかしかありません。</p> <p>放送法32条を廃止すれば、民意に添ったサービスはNHKが自主的に促進させることができます。割引制度も省庁や総務大臣が認可決定することではなく、NHKと視聴者との間で積極的に設定されサービス向上されるべきです。また、そうなるよう、契約の自由化が必要なのです。</p>

## 個人③

- 1.) 当計算プロセスにおいて、同居型世帯数（約 266 万世帯）が「総世帯数より控除されているが、国勢調査と NHK の受信規約とでは、一般世帯の定義をほぼ同様に定めている。よって、基本的に調整する必要はないと考えられる。同一住居にあっても、同一生計を営むのではないとして、国勢調査上別世帯として計上されている数字を NHK 独自調査に基づき、同一生計を営むとし、推計を行い、国勢調査の総世帯数を下方修正するのは誤りである。実際面からみても、仮に 2 世帯同居であったとして仮定した場合、266 世帯の 2 倍の 532 万世帯について国勢調査が誤っていたことになり、考えられない。  
因みに当該数字を控除しないで計算すると有料契約対象世帯数は 4,675 万世帯となる。世帯契約率は 72.9%（NHK は、77.2%）、支払い率は 66.6%（同 70.0%）となる。
- 2.) 住民基本台帳による総世帯数の数字を計算に使用したほうがよいと考えられる。（案の 1）当該数字は、毎年アップデートされるので直近の状況を反映することが出来る。
- 3.) テレビ故障世帯を除いてテレビ普及率をもとめているのであれば、最初に有料の契約対象より控除すべきである。
- 4.) 3 ヶ月以上の長期不在世帯数については、もともと国勢調査対象外であり総世帯数に含まれていないのであるから追加も控除も調整の必要がない。ところが 9/21 紙資料 page14 の脚注：19 によれば長期不在世帯数約 20 万世帯を控除していることになっている。誤りであると思われる。
- 5.) 「ホテル・旅館」のテレビ設置室数については、衛生行政業務報告例による客室数を使用するのが最も妥当と思われる。（NHK の推計と 75 万件も異なるのは、定義の違いによる誤差というにはあまりにも違いすぎている。）公開ヒヤリングでも、関係者からも 155 万室はほぼ妥当な数字であるとの証言もある。
- 6.) 地上契約を締結している薄型テレビの保有者が、衛星放送を受信できる環境を整備している集合住宅に転居した場合、転居がなんらかの公的理（災害、再開発等による強制性のある移住）によりやむを得ず、行われる場合は、従前の地上契約を例外的に継続可とする措置を講ずるべきであろう。通常の引越しであれば、当該マンション等に衛星放送が見られる環境が整っていることを承知の上で自分の意思で転居するのだから、適用にはならない。

7.) ケーブルネットワークが、光化された結果、衛星放送が特にセットボックスがなくとも薄型テレビさえあればいつでも、すぐに衛星放送が見られる。このかぎりでは、NHK が、現行放送法上、衛星契約を要求するのは理解が出来る。ただし、マンションにしる、ケーブルテレビにしる、本人が地上放送しか見ないので地上契約のみ契約するといえ、NHK は受け入れるべきと思う。衛星デジタル放送では、最初見る時に、設置に係る個人情報を求めるメッセージがテレビ画面に表示される。NHK 衛星放送を見たくない人は、メッセージを無視すればよく、地上契約のみでよい。また、常時当該メッセージを出すことにより、ある程度いわゆる「フリーライダー」を防止できる。(見たい人にとっては、当該メッセージがわずらわしく感じられるので、結局契約を結ばざるを得なくなるであろう。) これは、放送法 32 条の改正にも関連してこよう。

また、一般事項としてケーブルテレビ視聴者の契約義務、支払い義務についても現行放送法が適用になることを有線テレビの法律上も明確にすべきであろう。

8.) NHK は、あるときは「衛星放送は、特別料金を受益者に負担させた付加サービス」といい、また別のときには「地上放送と一体として提供する放送サービスでございます。」といている。945 円もの特別料金をとって一部のものに番組を提供するのは、公共性とどう折り合うのか、いわゆる国民の間で情報格差を助長することになっていないかなど存在価値、意義について改めて考えを整理すべきと思う。

9.) 契約の単位の問題であるが、病院の場合、私の入院の経験からいっても、テレビは必ずしも病室に固定して設置されていません。ベッドの隣の移動式収納台におかれることが多く、入院患者の手術の都合などで、移動されることが多かったように記憶しています。時に 8 人になったり、5 人になったりです。ときには一室空っぽになり、ベッドとともに片付けられてしまうこともありました。よって、病院の場合は、部屋単位ではなく設置のテレビ台数に基づき割引等検討のベースとしてはどうでしょう。業者の申告に委ねるので、不正の心配もありますが、ホテル・旅館の場合は、部屋に固定的に設置されるので、部屋単位でよいでしょう。

ホテル及び病院のレンタル事業者とも 90% 以上の大幅割引を求めているようですが、NHK は業者のいいなりにならないで自ら経営資料を求めて、十分経営実態を把握の上、どの程度割り引くのが、妥当か検討していただき

たい。正規価格と割引後価格が2倍を超えないようにするとの文言もあるが、ゼロと一を足して2で割るような「半額程度とするロジック」では納得が得られない。諸外国の多数契約等割引のロジックは、どうなっているのか、よく検討してみる必要もありましょう。単純にイギリスが、こうなっていますからでは、国民の理解は到底得られますまい。

- 10.) NHKは、毎年の業務報告書において、都道府県別契約件数を公表している。これの、世帯別、事業者別の内訳を公表すべきである。以前にもNHKに伺ったりして求めたことがあるが、当該データは得られない旨、言われた。外部のデータで得るのが困難であるのならまだしも、ご自分の中で得られるデータであり、用意しておくべきではないでしょうか。

さらに、不払い者について、都道府県別、世帯別・事業者別の数字も併せて公表すべきである。東京・大阪の大都市と、地方とでは契約率においておそらく10ポイントを降らない大きな地域間格差が生じているであろう。大きな不公平が長期にわたり継続している状況であり、早期に是正されねばならない。

終わりに、NHKに対して、平成17年以前4年間における未契約件数の理由別内訳（平成18年については、とりまとめ(案) page3に掲載。）、未収者数約300万件の理由別内訳（「不祥事による不払い」の他）、難視聴対策および列車など移動体での衛星放送受信を目的とした特別契約1万件のそれぞれの内訳、解約における理由のうち廃止（毎年約170万件）のさらに理由別内訳（即ち、機器の故障によるものか、機器の廃却によるものかなど）に関して文書開示の要求を行ったが、当該データは得られないというご返事をいただいている。我々、視聴者、国民が、受信料収納状況の実態を理解できるよう、NHKは経営基礎資料を整備、公表すべきではなかろうか。

また、これはNHK経営トップにおいても、日頃の経営基礎資料として、各種分析を行う上で必要ではないでしょうか。

## 個人④

自ら望んで行なうことでない入院という状態で、数少ない娯楽であるテレビについて、自宅で払っているにも拘らずNHK受信料が必要というのは二重払いに当たると考えます。免除すべきと考えます。

通常数台しかないテレビの事業者と、ホテル・病院のように、台数が非常に多い事業者と同じに扱うのは、ホテル・病院に過大な負担となります。大口利用者に対する負担は英国と同程度とすべきと考えます。

集金のコスト削減のためにも、業界団体でNHK受信料を取りまとめ、そのコスト削減効果を大口割引として還元していただきたい。これは、契約率のアップにも結びつくと思います。ホテル・病院のように台数が多い事業者に関しては、NHK受信料の負担について、稼働率という要素を加味すべきだと考えます。

## 個人⑤

NHK 衛星放送契約の強制的な被害についての件です。2006年2月頃のことです。横浜市西区戸部本町に一人住まいの伯母（90歳、認知症、介護度2）の元へ、NHKの営業マンが上記の契約を強制的にさせたのです。本人はNHKを信用していたので、その営業マンの言われるがままに契約書に捺印してしまいました。6月頃、親戚の者が伯母の家へ行ったところ、NHK衛星放送契約の葉書が来ていたので問いただすと、伯母は何も知らないと答えた。ましてや、現代におけるテクノロジー商品など全く知らない伯母は、BS放送など見方も知らなければ、存在も知らないのです。その後、NHKの横浜西口営業センターに解約の旨、申し入れすると「今後の分は解約できるが、今までの分は解約できない」と言われました。

そこで、神奈川県消費者センターに相談を持ちかけた結果、このような形で意見書を送らせて頂きました。現在は、8月の時点で契約解除をしたが、金額の問題ではなくこのような理解能力がなく、認知症で一人暮らしの老人に強制的に契約させた事が絶対に許せません。ただ、伯母の自宅周辺はNHKのカラー衛星放送が見られる地域だったが、本人はそんな事情は全く知る由もなく、ただ言われるがままに契約をさせられてしまった。このような悪質な行為が許されているのでしょうか？ご意見をお伺いさせて頂きたいと思います。

追伸

契約解除に当たり、伯母が老人ホームに入る為と申したところ、その老人ホームの所在地や詳細を教えなければ絶対に解約させないと言われました。

## 個人⑥

普通、止む無く入院という状態で、見るテレビについて、自宅で払っているにも拘らずNHK受信料が必要というのは二重払いに当たると考えます。免除すべきと考えます。

視聴するという観点から考えると、見る主体は「ひと」であり、その人がNHK受信料を払っている前提で考えると、事業者に対する賦課自体が、二重払いと考えます。

従って、英国の制度が理に適っていると思っております。

## 個人⑦

NHKの受信料の歴史など詳しく拝見でき、大変参考になりました。

さて、NHKの受信料下げなどNHKの受信料について下げることはばかり記載されていますが、受信環境に対する不公平感などについての記載はありません。

NHKの経営には受信料と税金が使われております。

これらの用途は、テレビのみならずラジオにも使われており、ラジオに対する受信料が廃止になったとしてもこれらを総合するものであると考えております。また、ラジオに関しては受信料を徴収していないことから100%税金で行っているともいえます。

ところが、ラジオ、特に第2放送は入りにくいところがあり、たとえば私の住む滋賀県ではラジオによる語学放送をまともなノイズレベルで聴くことはできません。これでは公平とはいえません。

たとえば、ラジオにかかっている経費などは、受信可能な市区町村単位で税金を負担するなどして全国一律でできていないものに国民全員が支払っている国税は使うべきでないと考えます。

このあたりの視点がまったく欠いている、東京で議論している人には分からないところだと思います。このことについてご意見いただきたく思います。

「公平」ということが、どういうことなのか、きちんと議論されていないことも問題ですが、それ以前に民放がなかった時代とは根本的に状況が変化しており、受信料制度を根本的に見直すべきと考えます。

NHK を見ることができなくても、困る人はいません。災害が発生しても民放各局が対応できます。

したがって、受信機を設置した世帯に契約を強制する法律は廃止すべきです。

公平性を確保するには、受信料を支払った人だけが NHK を見るができるようにすればよい。

したがって、NHK はスクランブル化を行うべきと考えます。

これは技術的には容易に実現することができます。